

平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の____申告書 (損失申告用)付表(東日本大震災の被災者の方用)の書き方

税 務 署

- この説明書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の規定により、雑損失又は純損失の繰越控除の特例の適用を受けるために、「平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の____申告書(損失申告用)付表(東日本大震災の被災者の方用)」(以下「付表」といいます。)を使用する場合の、その記載方法について説明しています。
- 各欄の記入に当たっては、この説明書のほか、「平成 26 年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き(損失申告用)」(以下「手引き」といいます。)をご覧ください。
- 付表は、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以降に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。
- 変動所得の金額の計算上生じた被災事業用資産の損失がある場合には、税務署におたずねください。
- 付表は、申告書B第一表・第二表、第四表(一)・第四表(二)と一緒に提出してください。

1 震災特例法における雑損失又は純損失の繰越控除の特例の概要

(1) 雑損失の繰越控除の特例

東日本大震災（以下「大震災」といいます。）により住宅や家財などについて生じた損失について、その損失が生じた年分において雑損控除を適用した結果、雑損失の控除不足額が生じた場合で、一定の条件に当てはまるときは、その大震災により生じた雑損失の金額（以下「特定雑損失の金額」といいます。）については、その損失が生じた年分の翌年以後5年間にわたり、繰り越すことができます。

(2) 純損失の繰越控除の特例

大震災により事業用資産等について生じた損失について、その損失が生じた年分において生じた純損失の金額のうち、大震災による被災事業用資産の損失の金額は、その損失が生じた年分の翌年以後5年間にわたり、繰り越すことができます。

なお、平成 23 年において生じた純損失の金額については、保有する事業用資産等の価額の合計額に占める大震災による事業用資産の損失の金額の割合が 10 分の 1 以上である方は、次に掲げる純損失の金額を翌年以後 5 年間にわたり、繰り越すことができます。

- イ 青色申告者の場合 平成 23 年において生じた純損失の金額
- ロ 白色申告者の場合 平成 23 年において生じた被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額

2 「3 翌年以後に繰り越す損失額」

被災事業用資産の損失額	所得の種類		被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④ 損害金額	⑤ 保険金などで補填される金額	⑥ 差引損失額 (④ - ⑤)	
	山林以外	山林							
	営業等・農業	山林	土盛り及び地盤の強化	東日本大震災	23・3・11	5,000,000	500,000	⑦5	4,500,000 円
			うち 棚卸資産震災損失額					⑦5'	
			うち 固定資産震災損失額					⑦5''	4,500,000
	不動産	山林以外			.			⑦6	
うち 固定資産震災損失額							⑦6'		
	山林	山林			.			⑦7	
			うち 固定資産震災損失額					⑦7'	

※ 大震災に関連する一定のやむを得ない支出（災害関連支出）について、大震災からの復興のための事業の状況その他やむを得ない事情により、災害のやんだ日から3年以内にその支出を行うことができなかった場合には、その事情がやんだ日から3年以内に支出したのも対象とみなされます。

なお、上の記載例は、上記の場合に該当し、平成 26 年中に災害関連支出をしたときのものです。

記入に当たっては、まず、「被災事業用資産の損失額」の各欄から記入します。

(1) 「被災事業用資産の損失額」⑦5～⑦7 欄

- イ 青色申告者の場合

申告書第四表の⑦①の赤字の中に被災事業用資産の損失額がある場合には、その被災事業用資産の損失額などについて必要な事項を⑦⑤から⑦⑦'に記入します。

なお、「うち棚卸資産震災損失額」⑦⑤'には、⑦⑤に含まれる棚卸資産について大震災により生じた損失の金額(大震災に関連する一定のやむを得ない支出の金額を含み、保険金などで補填される部分の金額を除きます。)を記入し、「うち固定資産震災損失額」⑦⑤、⑦⑥'又は⑦⑦'欄には、⑦⑤、⑦⑥又は⑦⑦に含まれる不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産及び繰延資産について大震災により生じた損失の金額(大震災に関連する一定のやむを得ない支出の金額を含み、保険金などで補填される部分の金額を除きます。)をそれぞれ記入します。

ロ 白色申告者の場合

申告書第四表の⑦①が赤字で「1 損失額又は所得金額」の⑥⑨又は⑥⑤の赤字のうちに被災事業用資産の損失額がある場合は、その被災事業用資産の損失額などの必要な事項を上記イに準じて⑦⑤から⑦⑦'に記入します。

(2) 「青色申告者の損失の金額」⑦②、⑦②'欄

青色申告者の損失の金額	被災純損失以外の純損失金額	⑦②	円
	被災純損失金額	⑦②'	△4,500,000
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		⑦③	
変動所得の損失額		⑦④	

記入に当たっては、金額の頭部に△を付して記入します。

イ 手引きに従い計算した青色申告者の純損失の金額が⑦⑤' + ⑦⑤'' + ⑦⑥' + ⑦⑦'の金額より多い場合又は同じ場合
「被災純損失金額」⑦②'欄には⑦⑤' + ⑦⑤'' + ⑦⑥' + ⑦⑦'の金額を、「被災純損失以外の純損失金額」⑦②欄には、手引きに従い計算した青色申告者の純損失の金額から⑦②'欄の金額を差し引いた額を記入します。

ロ イ以外の場合

「被災純損失以外の純損失金額」⑦②欄には「0」を、「被災純損失金額」⑦②'欄には手引きに従い計算した青色申告者の純損失の金額を記入します。

(3) 「山林所得に係る被災事業用資産の損失額」⑦⑧、⑦⑧'欄

山林所得に係る被災事業用資産の損失額	被災純損失以外の純損失金額	⑦⑧	円
	被災純損失金額	⑦⑧'	

白色申告者の方のみこの欄を記入します。なお、記入に当たっては、金額の頭部に△を付して記入します。

イ 手引きに従い計算した山林所得に係る被災事業用資産の損失額が⑦⑦'の金額より多い場合又は同じ場合
「被災純損失以外の純損失金額」⑦⑧欄には、手引きに従い計算した山林所得に係る被災事業用資産の損失額から⑦⑦'の金額を差し引いた額を、「被災純損失金額」⑦⑧'欄には⑦⑦'の金額を記入します。

ロ イ以外の場合

「被災純損失以外の純損失金額」⑦⑧欄には「0」を、「被災純損失金額」⑦⑧'欄には手引きに従い計算した山林所得に係る被災事業用資産の損失額を記入します。

(4) 「山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」⑦⑨、⑦⑨'欄

山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	被災純損失以外の純損失金額	⑦⑨	
	被災純損失金額	⑦⑨'	

白色申告者の方のみこの欄を記入します。なお、記入に当たっては、金額の頭部に△を付して記入します。

イ 手引きに従い計算した山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額が⑦⑤' + ⑦⑤'' + ⑦⑥'の金額より多い場合
「被災純損失以外の純損失金額」⑦⑨欄には手引きに従い計算した山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額から⑦⑤' + ⑦⑤'' + ⑦⑥'の金額を差し引いた額を、「被災純損失金額」⑦⑨'欄には⑦⑤' + ⑦⑤'' + ⑦⑥'の金額を記入します。

ロ イ以外の場合

「被災純損失以外の純損失金額」⑦⑨欄には「0」を、「被災純損失金額」⑦⑨'欄には手引きに従い計算した山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額を記入します。

3 「4 繰越損失を差し引く計算」

(1) 「㉔前年分までに引ききれなかった損失額」の各欄

手引きに従い、平成25年分までの所得から引ききれなかった平成22年分、平成23年分、平成24年分及び平成25年分の純損失や雑損失の金額を平成25年分の申告書第四表(二)や、「平成25年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(損失申告用)付表」(以下「平成25年分付表」といいます。)などから転記します。転記に当たっては、金額の頭部に△を付さずに記入します。

なお、「D 25年」欄の記入に当たっては、次によります。

① 「25年が青色の場合」の「被災純損失以外の損失」

イ 「山林以外」欄 平成25年分付表の⑦②のうち、山林以外の所得に係る被災純損失以外の損失の金額を記入します。

ロ 「山林」欄 平成25年分付表の⑦②のうち、山林所得に係る被災純損失以外の損失の金額を記入します。

② 「25年が白色の場合」

イ 「変動所得の損失」欄 平成25年分付表の⑦④の金額を転記します。

ロ 「被災事業用資産の損失」
 ・ 「山林以外」欄 平成25年分付表の⑦⑨の金額を転記します。
 ・ 「山林」欄 平成25年分付表の⑦⑧の金額を転記します。

③ 「被災純損失(青・白)」

i 青色申告者の場合 平成25年分付表の⑦⑦'の金額を①に準じて記入します。
 ii 白色申告者の場合

・ 「山林以外」欄 平成25年分付表の⑦⑨'の金額を転記します。
 ・ 「山林」欄 平成25年分付表の⑦⑧'の金額を転記します。

④ 「雑損失」

i 「特定雑損失以外の雑損失」欄

平成25年分付表の「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」の「特定雑損失以外の雑損失の金額」⑧④欄の金額を転記します。

ii 「特定雑損失」欄

平成25年分付表の「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」の「特定雑損失の金額」⑧④'欄の金額を転記します。

(2) 「㉕本年分で差し引く損失額」の各欄

手引きに従い、平成25年分までの所得から引ききれなかった平成22年分、平成23年分、平成24年分及び平成25年分の純損失や雑損失の金額を平成26年分の所得の黒字から差し引く計算をします。

なお、震災特例法により損失の生じた年の翌年以後5年間にわたり繰り越すことができる純損失の金額(以下「特例対象純損失金額」といいます。)や特定雑損失の金額以外の純損失や雑損失の金額が平成23年において生じた場合には、これらの金額は、平成22年又は平成23年において生じた特例対象純損失金額や特定雑損失の金額よりも先に差し引く計算をします。

付表(二)の「㉔前年分までに引ききれなかった損失額」の各欄において該当する欄及び損失を差し引く順序は次のとおりです。

年分	損失の種類	㉔前年分までに引ききれなかった損失額	㉕本年分で差し引く損失額	㉖翌年以後に繰り越して差し引くべき損失額(繰越)	
A	純損失 被災純損失(青・白)	500,000	0	500,000	
22年	山林以外 山林				
B	雑損失 特定雑損失				
23年	純損失 23年が青色の場合	要件非該当 被災純損失以外の損失			
		要件該当 平成23年純損失			
	損 23年が白色の場合	要件非該当 変動所得の損失 被災事業用資産の損失			
		要件該当 平成23年特定純損失			
失 青・白	被災純損失	5,445,000	0	5,445,000	
	山林以外 山林				
	居住用財産に係る過算後繰越損失の金額				
雑損失 特定雑損失	特定雑損失以外の雑損失				
	特定雑損失	750,000	0	750,000	
C	純損失 24年が青色の場合				
24年	損 24年が白色の場合	要件非該当 被災純損失以外の損失			
		要件該当 変動所得の損失 被災事業用資産の損失			
	失 被災純損失(青・白)	山林以外 山林	2,030,000	0	2,030,000
		居住用財産に係る過算後繰越損失の金額			
雑損失 特定雑損失	特定雑損失以外の雑損失				
	特定雑損失				
D	純損失 25年が青色の場合				
25年	損 25年が白色の場合	要件非該当 被災純損失以外の損失			
		要件該当 変動所得の損失 被災事業用資産の損失			
	失 被災純損失(青・白)	山林以外 山林	600,000	0	600,000
	居住用財産に係る過算後繰越損失の金額				
雑損失 特定雑損失	特定雑損失以外の雑損失				
	特定雑損失				
本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		㉖			
本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額		㉗			
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額		㉘			
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額		㉙			

- ① 「A 22年」
- イ 特例対象純損失金額 「被災純損失（青・白）」欄の「山林以外」・「山林」
 - ロ 特定雑損失の金額 「雑損失」欄の「特定雑損失」
- ② 「B 23年」
- イ 特例対象純損失金額
 - i 青色申告者の場合 「23年が青色の場合」の「平成23年純損失」欄の「山林以外」・「山林」及び「青・白」の「被災純損失」欄の「山林以外」・「山林」
 - ii 白色申告者の場合 「23年が白色の場合」の「平成23年特定純損失」欄の「山林以外」・「山林」及び「青・白」の「被災純損失」欄の「山林以外」・「山林」
 - ロ 特定雑損失の金額 「雑損失」欄の「特定雑損失」
 - ハ 特例対象純損失金額以外の純損失の金額
 - i 青色申告者の場合 「23年が青色の場合」の「被災純損失以外の損失」欄の「山林以外」・「山林」及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」
 - ii 白色申告者の場合 「23年が白色の場合」の「変動所得の損失」、「被災事業用資産の損失」欄の「山林以外」・「山林」及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」
 - ニ 特定雑損失の金額以外の雑損失の金額 「雑損失」欄の「特定雑損失以外の雑損失」
- ③ 「C 24年」
- イ 特例対象純損失金額 「被災純損失（青・白）」欄の「山林以外」・「山林」
 - ロ 特定雑損失の金額 「雑損失」欄の「特定雑損失」
 - ハ 特例対象純損失金額以外の純損失の金額
 - i 青色申告者の場合 「24年が青色の場合」の「被災純損失以外の損失」欄の「山林以外」・「山林」及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」
 - ii 白色申告者の場合 「24年が白色の場合」の「変動所得の損失」、「被災事業用資産の損失」欄の「山林以外」・「山林」及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」
 - ニ 特定雑損失の金額以外の雑損失の金額 「雑損失」欄の「特定雑損失以外の雑損失」
- ④ 「D 25年」
- イ 特例対象純損失金額 「被災純損失（青・白）」欄の「山林以外」・「山林」
 - ロ 特定雑損失の金額 「雑損失」欄の「特定雑損失」
 - ハ 特例対象純損失金額以外の純損失の金額
 - i 青色申告者の場合 「25年が青色の場合」の「被災純損失以外の損失」欄の「山林以外」・「山林」及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」
 - ii 白色申告者の場合 「25年が白色の場合」の「変動所得の損失」、「被災事業用資産の損失」欄の「山林以外」・「山林」及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」
 - ニ 特定雑損失の金額以外の雑損失の金額 「雑損失」欄の「特定雑損失以外の雑損失」
- 上記①、②、③及び④に掲げた④の各欄の金額を平成26年分の所得の黒字から差し引く計算は、②「B 23年」ハ及びニ→①「A 22年」イ及びロ→③「C 24年」ハ及びニ→②「B 23年」イ及びロ→④「D 25年」ハ及びニ→③「C 24年」イ及びロ→④「D 25年」イ及びロの順序で手引きに従い差し引きます。

(3) 「◎翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(①-②)」の各欄

「A 22年」の「被災純損失（青・白）」欄の「山林以外」・「山林」及び「雑損失」欄の「特定雑損失」、「B 23年」の「23年が青色の場合」の「平成23年純損失」欄の「山林以外」・「山林」、「23年が白色の場合」の「平成23年特定純損失」欄の「山林以外」・「山林」、「青・白」の「被災純損失」欄の「山林以外」・「山林」及び「雑損失」欄の「特定雑損失」、「C 24年」並びに「D 25年」の「◎翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(①-②)」には、「①前年分までに引ききれなかった損失額」から「②本年分で差し引く損失額」を差し引いた金額を記入します。

4 「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	
特定雑損失以外の雑損失の金額	⑧4 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
特 定 雑 損 失 の 金 額	⑧4' <input style="width: 100px;" type="text"/> 円

翌年以後に繰り越される平成26年において生じた雑損失の金額のうち、特定雑損失以外の雑損失がある場合には「特定雑損失以外の雑損失の金額」⑧4欄に、特定雑損失がある場合は「特定雑損失の金額」⑧4'欄にその金額を記入します。